

【共通選抜】

県立高等学校（定時制）の受検料・入学料の納付方法について

県立高等学校の受検料・入学料は、原則出願サイトを利用してクレジットカード、コンビニエンスストア又はペイジーで納付します。

次の手順により受検料・入学料を納付してください。

I 受検料 < 950円 >

1 納付方法

- (1) 出願サイトで志願情報を申請してください。
- (2) (1)の申請後、支払方法を選択してください。

《 注意 》

横浜市立高等学校、川崎市立高等学校、横須賀市立高等学校を受検する場合も同じ納付方法です。

2 支払方法

クレジットカード、コンビニエンスストア及びペイジー

3 納付期間

令和9年1月25日（月）午前9時～1月29日（金）正午

《 注意 》

- (1) 出願サイトで志願情報申請後、受検料の納付が可能になります。
- (2) 期間内に納付しなかった場合は受検できません。

4 受検料の還付

一度納付された受検料は、原則として還付しません。ただし、次の場合は還付します。還付を受ける場合は、中学校または志願先の高等学校にある「二次募集・定通分割選抜用還付請求書（神奈川県立高等学校受検料用）」を募集期間終了日から10日以内（郵送の場合は、当日消印有効）に神奈川県教育委員会教育局行政部財務課財務指導グループへ提出してください。

- (1) 志願先が市立高等学校であるにもかかわらず、誤って出願サイトで県立高等学校を志願先とし、受検料を納付した場合（志願情報校長承認後は還付しません）。
- (2) 県立高等学校の受検料を納付後、志願情報を校長承認するまでの間に進路変更をした、又は志願そのものをとりやめた場合（志願情報校長承認後は還付しません）。
- (3) 志願先が定時制の課程であるにもかかわらず、誤って出願サイトでの登録を全日制の課程とし、そのまま受検料を納付した場合（志願情報校長承認後は還付しません）。
- (4) 一度納付した後に受検料の減免が決定した、又は受検料の減免が決定していたが、出願システムに減免情報が登録される前に受検料を納付した場合。

5 その他

原則、上記の納付方法で納付してください。やむを得ない理由で現金納付を希望する方は、現金納付申込書に必要事項を記載の上、志願先の高等学校窓口で納付してください。
また、現金納付は手続に時間を要するため、十分な余裕をもって納付してください。

II 入学料 < 2,100円 >

納付方法

入学料も受検料と同様に、出願サイトを利用して納付します。納付期間、納付方法については、合格発表時に各高等学校からご案内します。

※受検料・入学料の減免制度については「志願のてびき」に記載していますので参照してください。